

みなべ町町勢要覧作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、みなべ町町勢要覧作成業務（以下「本業務」という。）を事業者に委託するにあたり、受託者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本業務は、みなべ町の自然、歴史、文化等の情報や、町勢及び現況をビジュアル的に分かりやすく紹介し、みなべ町の魅力を町内外に広く発信するとともに、みなべ町への理解を深めてもらうことを目的とする。

3 業務の概要

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 業 務 名 | みなべ町町勢要覧作成業務 |
| (2) 業務委託内容 | 別紙「みなべ町町勢要覧作成業務仕様書」のとおり |
| (3) 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から令和7年12月26日（金）まで |
| (4) 予 算 額 | 7,700,000円（消費税及び地方消費税を含む） |

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 参加表明書の提出時点で、みなべ町一般競争（指名競争）参加資格を有していること。
- (2) 過去5年以内に他の自治体で同種または類似業務の実績があること。
- (3) 関西（和歌山県、奈良県、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県）圏内に本店、支店または営業所等の事業拠点を置いていること。
- (4) 本事業の趣旨を十分に理解したうえで、本町と目的を共有し、委託業務を的確に遂行できること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。
- (6) みなべ町建設工事等指名停止措置要綱（平成19年10月制定）の規定による指名停止措置、又はみなべ町建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成19年9月制定）の規定による指名除外を受けていないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

5 全体スケジュール（予定）

実施要領等の配布期間	令和6年7月29日（月）～8月21日（水）
質問書の受付	令和6年7月29日（月）～8月9日（金）午後5時
質問書への回答	令和6年8月16日（金）
参加表明書の受付期限	令和6年8月21日（水）午後5時
参加資格確認書の送付	令和6年8月26日（月）頃
企画提案書の受付	令和6年9月2日（月）～9月25日（水）午後5時
一次審査（書類審査）	令和6年10月4日（金）
一次審査結果通知	令和6年10月7日（月）頃
二次審査（プレゼンテーション）	令和6年10月16日（水） ※予備日10月17日（木）
選定結果通知	令和6年10月21日（月）頃
契約締結予定日	令和6年10月28日（月）
納品予定日	令和7年12月26日（金）

6 質問書の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和6年7月29日（月）から8月9日（金）午後5時まで
- (2) 提出先 みなべ町役場総務課 町勢要覧担当宛て
- (3) 提出方法 郵送又は電子メール（電話及び口頭による受付不可。）
- (4) 提出書類 質問書（様式1）
- (5) 回答 令和6年8月16日（金）までにホームページにて回答を掲載する。

7 参加表明書の受付

- (1) 受付期間 令和6年7月29日（月）から8月21日（水）午後5時まで
- (2) 提出先 みなべ町役場総務課 町勢要覧担当宛て
- (3) 提出方法 郵送又は持参
- (4) 提出書類 以下の①～④を各1部提出すること。
 - ①プロポーザル参加表明書（様式2）
 - ②会社概要書（様式3）
 - ③業務受託実績書（様式4）
 - ④過去に作成した冊子等

8 企画提案書の受付

- (1) 受付期間 令和6年9月2日(月)から9月25日(水)午後5時まで
- (2) 提出先 みなべ町役場総務課 町勢要覧担当宛て
- (3) 提出方法 郵送又は持参
- (4) 提出書類 以下の①～⑤を正1部、副12部提出すること。
 - ①企画提案書提出の鑑文(様式5)
 - ②企画提案書(任意様式。A4判、片面印刷とし、上限20ページ程度)
 - ③見積書(任意様式)
 - ④業務実施体制申告書(様式6)
 - ⑤工程表(任意様式)

9 一次審査(書類審査)結果の通知

企画提案書の一次審査終了後、プロポーザル参加者全員に対して、一次審査結果通知を10月7日(月)に簡易書留にて発送する。

10 二次審査(プレゼンテーション)の実施

- (1) 日 時 令和6年10月16日(水)※予備日:10月17日(木)
※日時詳細は一次審査結果通知に記載する。
- (2) 場 所 みなべ町役場 3階大会議室
- (3) 審査内容等 別紙「みなべ町町勢要覧作成業務公募型プロポーザル受託候補者選定要領」に定める審査基準に基づき、プレゼンテーションにて選定を行う。

11 選定結果通知

審査終了後、二次審査参加者全員に対して、選定結果通知を10月21日(月)に簡易書留にて発送する。

12 委託契約

(1) 委託契約の締結

町は、受託候補者と協議し、提案内容に基づき仕様書、委託金額等を調整した上で委託契約を締結する。なお、協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点候補者と協議した上で契約を締結する。

(2) 委託料の支払い

委託料は、委託業務のすべてが完了した後に一括して支払う。

13 業務の完了及び成果品

本業務が完了したときは、次のものを提出・納品すること。

- (1) 業務完了報告書（様式7）
- (2) 町勢要覧本体（2, 000部）
- (3) 町勢要覧資料編（2, 000部）
- (3) 上記（2）及び（3）に係るPDFファイル、入稿データ、画像データ、イラストデータ等の電子データを収録したDVD-R

14 その他の留意事項

本業務の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 企画提案に要する経費は応募者の負担とする。
- (2) 提出した参加表明書を取下げする場合は、任意様式を作成し、速やかに提出すること。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 審査結果の異議申し立ては認めない。
- (5) 本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。主要な部分以外の第三者への委託に関しては、書面により発注者の承諾を得るものとする。
- (6) 本業務の実施に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権等を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任・負担において一切を処理すること。
- (7) 本業務の実施に当たり、受託者は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律57号）及びみなべ町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）を遵守するものとし、履行期間中はもとより、履行期間の満了後においても業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、業務の履行過程においては、第三者に情報の漏えいが無いよう、十分な対策を講じること。
- (8) 受託者の責任に帰すべき理由によりみなべ町又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその損害を賠償すること。
- (9) その他、本要領及び仕様書に定めのない事項については、双方協議の上別途定めるものとする。

15 関係書類の提出先及び問い合わせ先

みなべ町役場総務課 町勢要覧担当

〒645-0002 和歌山県日高郡みなべ町芝742番地

TEL：0739-72-2051

E-mail：somu@town.minabe.lg.jp